

令和3年度における建設工事の前払金の特例に係る 取扱いについてのお知らせ

岡山県土木部

国における令和2年度発注工事の前払金の使途拡大に対応し、県発注工事においても、令和2年度発注工事について、前払金の使途拡大を行いました。令和3年度発注工事についても、継続して行うこととしましたのでお知らせします。

記

1 前払金を使用できる費用の拡大（継続）

工事請負契約書に記載された前払金を充当できる費用について、岡山県の建設工事における工事請負契約書に、「現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」を追加し、前払金額の100分の25を上限として充当できることを記載している。

※ 中間前払金は、本件使途拡大の対象外とする。

2 期間について

平成28年4月1日から令和4年3月31日までに新たに工事請負契約を締結した、又は締結する工事の前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

3 その他

平成28年8月23日以降に技術管理課のウェブサイトに掲載している工事請負契約書の様式を使用して契約を締結している場合及び平成28年4月1日から同年8月22日までに締結した工事請負契約について既に使途拡大する旨の変更契約を締結している場合については、変更契約の手続きを要しない。

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7409